

連続・複数項目で報告があった場合のうち、連続して収支報告書と領収書等の写しとの不整合等があった場合

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

登録政治資金監査人  
○○ ○○ 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

### 収支報告書の記載等の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した政治資金監査において対象とした平成26年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について不備等があったとの報告を受けておりましたが、平成27年分の収支報告書についても、当初の受付時に、当該収支報告書と併せて提出された領収書等の写しとの不整合等があったとの報告を受けております。

（詳細は別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としておりますが、登録政治資金監査人には、「会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること」、「会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること」等についても求めております。

今後は、特に別紙の点に注意し、政治資金監査マニュアルに基づいて適確な政治資金監査の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

(別紙)

政治資金監査の対象団体ごとに、該当した項目を記載。(掲載順は五十音順)

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体A

- ・
- ・
- ・
- ・

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体B

- ・
- ・
- ・
- ・

都道府県選管又は総務省から指摘があったものを記載。

連続で報告があった場合のうち、前年は政治資金監査報告書にかかる不備があり、かつ、連続して収支報告書と領収書等の写しとの不整合等があった場合

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

登録政治資金監査人  
〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

### 収支報告書の記載等の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した政治資金監査において対象とした平成26年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）及び当該収支報告書に係る政治資金監査報告書について不備等があったとの報告を受けておりましたが、平成27年分の収支報告書についても、当初の受付時に、当該収支報告書と併せて提出された領収書等の写しとの不整合等があったとの報告を受けております。（詳細は別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としておりますが、登録政治資金監査人には、「会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること」、「会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること」等についても求めております。

今後は、特に別紙の点に注意し、政治資金監査マニュアルに基づいて適確な政治資金監査の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

(別紙)

政治資金監査の対象団体ごとに、該当した項目を記載。(掲載順は五十音順)

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体A

- ・
- ・
- ・
- ・

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体B

- ・
- ・
- ・
- ・

都道府県選管又は総務省から指摘があったものを記載。

連続・複数項目で報告があった場合のうち、連続して  
確認項目⑩に該当があった場合及び今回の取組におい  
て確認項目⑩に該当があったとの報告を含む場合

政 適 委 第 号  
平 成 年 月 日

登録政治資金監査人  
○○ ○○ 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

### 収支報告書の記載等の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した政治資金監査において対象とした平成26年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について不備等があったとの報告を受けておりましたが、平成27年分の収支報告書についても、当初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合があった等の報告を受けております。（詳細は別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としておりましたが、登録政治資金監査人には、「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」、「会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること」、「会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること」等についても求めています。

今後は、特に別紙の点に注意し、政治資金監査マニュアルに基づいて適確な政治資金監査の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

(別紙)

政治資金監査の対象団体ごとに、該当した項目を記載。(掲載順は五十音順)

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体A

- ・
- ・
- ・
- ・

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体B

- ・
- ・
- ・
- ・

都道府県選管又は総務省から指摘があったものを記載。

連続で報告があった場合のうち、今回の取組において確認項目⑩に該当があった場合

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

登録政治資金監査人  
〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

### 収支報告書の記載等の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した政治資金監査において対象とした平成26年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について不備等があったとの報告を受けておりましたが、平成27年分の収支報告書についても、当初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合があったとの報告を受けております。（詳細は別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としておりますが、登録政治資金監査人には「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等についても求めております。

今後は、特に別紙の点に注意し、政治資金監査マニュアルに基づいて適確な政治資金監査の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

(別紙)

政治資金監査の対象団体ごとに、該当した項目を記載。(掲載順は五十音順)

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体A

- ・
- ・
- ・
- ・

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体B

- ・
- ・
- ・
- ・

都道府県選管又は総務省から指摘があったものを記載。



複数項目で報告があった場合のうち、収支報告書  
と領収書等の写しの不整合等があった場合

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

登録政治資金監査人  
〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

### 収支報告書の記載等の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した政治資金監査において対象とした平成27年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、当初の受付時に、当該収支報告書と併せて提出された領収書等の写しとの不整合等があったとの報告を受けております。（詳細は別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としておりますが、登録政治資金監査人には、「会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること」、「会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること」等についても求めております。

今後は、特に別紙の点に注意し、政治資金監査マニュアルに基づいて適確な政治資金監査の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

(別紙)

政治資金監査の対象団体ごとに、該当した項目を記載。(掲載順は五十音順)

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体A

- ・
- ・
- ・
- ・

都道府県選管又は総務省から指摘があったものを記載。

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体B

- ・
- ・
- ・
- ・

複数項目で報告があった場合のうち、確認項目⑩に  
該当があったとの報告を含む場合

政 適 委 第 号  
平 成 年 月 日

登録政治資金監査人  
〇〇 〇〇 様

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄男

### 収支報告書の記載等の確認について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、貴殿が実施した政治資金監査において対象とした平成27年分の収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、当初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合があった等の報告を受けております。（詳細は別添をご覧ください。）

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）では、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」としておりますが、登録政治資金監査人には、「収支報告書に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」、「会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること」、「会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項（人件費以外の経費の支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。））が漏れなく転記されているかどうかを確認すること」等についても求めております。

今後は、特に別紙の点に注意し、政治資金監査マニュアルに基づいて適確な政治資金監査の実施に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、収支報告書提出後に収支報告書の訂正が生じた場合、国会議員関係政治団体は当該訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当である旨を当委員会の見解として示しております。（詳細は、政治資金監査に関する研修テキスト（平成28年3月改定版）P141～151をご覧ください。）

また、政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を適確に実施し、政治資金監査報告書を誤りなく作成するための参考資料として、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを当委員会のホームページや政治資金監査に関する研修テキストに掲載しているほか、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、他の報告事例等を掲載しております。また、政治資金監査に係る基礎知識の再確認及び実務の向上に資するため、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を開催し、個別の指導・助言の取組において明らかになった誤り事例等についても周知しています。政治資金監査を行うに当たっては、これらをご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

(別紙)

政治資金監査の対象団体ごとに、該当した項目を記載。(掲載順は五十音順)

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体A

- ・
- ・
- ・
- ・

○ 政治資金監査の対象団体 国会議員関係政治団体B

- ・
- ・
- ・
- ・

都道府県選管又は総務省から指摘があったものを記載。